		第四十七条の六第一項第三号	第四十七条の六第一項第四号		第四十七条の六第一項第五号
三十条の七第一項に規定する場合を含む。）、第三十七条の三第一項（同条の第二十八項に規定する場合を含む。）又は第三十七条の四第一項（第三十七条の九第二項において準用する場合を含む。）		第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十三条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十三条の七第一項において準用する第十条第一項若しくは第二項若しくは第三十七条の六の二ただし書又は第三十七条の七第一項において準用する第十条第一項若しくは第二項若しくは第三十七条の六の二ただし書	第十四条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）又は第十七条の二第一項	許可	第十五条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）	供給区域又は供給地点
		第三十七条の六第一項第三号	第三十七条の七第一項において準用する第十四条第二項	新ガス事業法第三条の登録	第三十七条の七第一項において準用する第十五条第二項	指定旧供給地点

第四十七条の六第一項第六号	第十八条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）	第三十七条の七第一項において準用する第十八条第二項			
第四十九条第一項	第十五条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）	第三十七条の七第一項において準用する第十五条第二項	指定旧供給地点の減少	供給区域若しくは供給地点の減少又は第三十九条の十四の規定による禁止	
第四十九条第二項	第十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十三条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十七条の二、第三十九条の十五第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条の十四第三項又は第四十七条第一項	第三十七条の七第一項において準用する第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項			
第五十条第一項	この法律	第三十七条の六の二ただし書の規定、第三十七条の七第一項において準用する第七条第一項若しくは第三項、第十条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第二項、第十四条第一項若しくは第二項、第十七条第五項若しくは第十八条の規定又は改正法附則第二十一条第二項、第九条第一項若しくは第三項、第十条第一項若しくは第二項若しくは第四項若しくは第五項若しくは第三十条第一項若しくは第三十三条第二項			
第五十二条の二第四項	この法律	第三十七条の六の二の規定、第三十七条の七第一項において準用する第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条、第十九条及び第二十六条第一項の規定並びに第四十七条の六、第四十九条及び第五十条	権限	権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）	